

令和4年度三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金修学生募集要項

三重県病院事業庁は、三重県立病院の看護師を対象にキャリアラダーや認定看護師派遣研修制度等を活用し、高度の専門的な知識経験を有する指導的役割を担う人材育成を推進することで、良質で満足度の高い医療サービスの実践と三重県における看護実践能力向上へ貢献していきます。

今後も人材育成のより一層の推進を図るため、主に看護系大学等の在学者で、将来的に認定看護師や専門看護師免許を取得する等高度の専門的な知識経験を活用し、指導的役割を担う意欲のある学生を対象に修学資金を貸与いたします。

1 応募資格

以下の①～③のいずれかに該当し、かつ、卒業後、8の返還免除の対象病院の看護師として、高度の専門的な知識経験を活用し、指導的役割を担う意欲のある方。

- ① 保健師助産師看護師法（以下、「法」という。）第20条第1号に規定する学校、又は、法第20条第2号に規定する助産師養成所（県外にあるものに限る。）に在学している方
- ② 法第21条第1号及び第2号に規定する大学、学校（高等学校及び当該高等学校の専攻科並びに中等教育学校を除く。）、又は、法第20条第3号に規定する看護師養成所（県外にあるものに限る。）に在学している方
- ③ 学校教育法に規定する大学院の修士課程において、看護に関する専門知識を修得しようとしている方

※ この修学資金は、三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則に規定する修学資金その他類似の修学資金等（助産師及び看護師を養成、又は、助産師及び看護師として特定の病院に勤務することを条件にした修学資金）との併給はできません。

※ ①～③の最終学年に在学中の方については、8の返還免除の対象病院の採用試験日以後は申込みできません。

2 貸与金額

- ①、② 月 50,000円
- ③ 月100,000円

3 令和4年度募集人員

約5人

4 貸与期間

貸与決定のときに定める月（原則として4月です。）から、在学している1の①～③を卒業する日の属する月まで（ただし、当該施設の修学年限の相当する月数を限度とします。）

5 返還

以下の①から④のいずれかの事由に該当するときは、修学資金を返還しなければなりません。

- ① 修学資金の貸与の決定を取り消されたとき
- ② 1の①～③を卒業した日から1年を経過する日までに看護師免許を取得できなかったとき
- ③ 看護師免許を取得後、直ちに8の返還免除の対象病院の看護師として勤務しなかったとき
- ④ 8の返還免除の対象病院の看護師として返還免除に相当する期間（貸与期間と同一。）勤務しなかったとき

6 返還猶予

災害、疾病その他やむを得ない事由があるときは、その間返還を猶予します。

7 返還免除

1の①～③を卒業した日から1年を経過する日までに看護師免許を受け、直ちに8の返還免除の対象病院の看護師として採用され、引き続き貸与期間と同一の期間在職したときには、貸与金額の返還が免除されます。

8 返還免除の対象病院

- ・ 県立こころの医療センター（津市城山）
- ・ 県立一志病院（津市白山町）

9 申込方法

下記書類を、令和5年1月10日（火）までに、三重県病院事業庁 県立病院課 総務班へ直接持参するか、又は郵送してください。（郵送の場合、同日必着にてお願いします。）

※ 郵送の場合は封筒の表に必ず「修学資金申込」と朱書きしてください。

※ 直接持参される場合は、月～金曜日（祝祭日を除く）の8時30分から17時の間にお願いします。

- ① 助産師及び看護師修学資金申請書 (※)
- ② 親権者（法定代理人）同意書（申請者が未成年の場合） (※)
- ③ 看護系大学・看護師養成所等の在学施設の在学証明書
- ④ 看護系大学・看護師養成所等の在学施設の長の推薦書 (※)
- ⑤ 前学年の学業成績証明書（在学生の場合のみ。新1年生は提出不要）
- ⑥ 修学資金振込口座申出書（申請者名義の口座を指定してください） (※)

(※) は所定様式を使用してください。

(※) の様式は三重県立病院ホームページからダウンロードできます。郵送を希望する場合は、三重県病院事業庁 県立病院課 総務班へ連絡してください。

三重県立病院ホームページアドレス <http://www.pref.mie.lg.jp/D3BYOUIN/>

10 貸与の決定

必要書類を提出後、1ヶ月程度で貸与決定の可否を決定し、文書にて通知します。

文書の送付先は、申請書に記載された本人の現住所としますが、異なる住所へ送付を希望する場合には、県立病院課 総務班へ連絡してください。

被貸与者に決定された方には、毎月21日（21日が土日・祝日の場合は、その日前において、直近の平日）に指定口座に修学資金を振り込みます。なお、初年度については4月から決定月までの分を決定月の翌月の21日にまとめて振り込みます。

※ 修学資金の貸与は単年度毎に決定しますので、2年目以降は更新の手続き（学業成績等報告書の提出等）が必要になりますが、退学等の特別の理由がない限り、2年目以降も引き続き修学資金は貸与されます。

11 貸与の取消し

1の①～③を退学したとき、心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき、学業成績が著しく不良となったと認められるとき等の場合には、貸与の決定を取り消します。

【連絡先】

〒514-0004 三重県津市栄町1-954 三重県栄町庁舎6階

三重県病院事業庁 県立病院課 総務班（担当：藤田） 電話：059-224-2348